

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和六年十一月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月二十八日奈良県指令高土第二八一―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月六日高土第一〇五八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十一月六日高土第四五三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂八丁目九六番二の一部、九六番六、九八番一、九九番一、九九番二の一部及び一〇〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市真美ヶ丘五丁目三番二九号

葛城建設株式会社 代表取締役 岩元文彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂八丁目九六番二の一部、九六番六、九九番一の一部、九九番二の一部及び一〇〇番二の一部

下水道 香芝市逢坂八丁目九九番一、九九番二及び一〇〇番二の各一部

一 許可番号

令和六年八月二十三日奈良県指令高土第二九一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十一月八日高土第一〇五九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北花内六八九番四の一部及び六九一番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市南道穂六三番地七

